

宇治市第3次人権教育・啓発推進計画(初案)に対する意見募集結果について

| 種別 | No. | 意見の内容 | 宇治市の回答・考え方 | 修正 |
|--------------------|-----|---|---|----|
| 計画全般について | 1 | 3ページ「3.宇治市の取組」について、これまでの宇治市における取組の評価を記載すべきである。 | これまでの宇治市の取組に対する評価については、主に第3章以降の各課題ごとに記載しております。 | |
| | 2 | 5ページ図表1のアンケートの結果を見ると、前回から人権意識に変化がないことから、この10年間で人権意識は向上していないことが伺える。これは宇治市民の人権意識の危うさを示していると考えており、行政の各部門において共通認識すべきである。 | 庁内で意識調査の結果を共有するとともに、各部署においてさまざまな施策を通じて人権意識の向上に向けた取組を推進してまいります。 | |
| | 3 | 世界人権宣言に明記されている人権の本質を柱として基本的な考え方、現状と取組の方向、人権教育・啓発の推進と宇治市の現状を踏まえつつ、今後の在り方についてうまくまとめられていると思う。 | 市民がより一層人権に対する理解を深め、人権意識を高めていけるよう、引き続き教育・啓発活動を推進してまいります。 | |
| 計画の基本的な考え方について | 4 | 7ページ「④人権教育・啓発の定義」について、人権教育の定義を「人権尊重の涵養を目的とする教育活動」としていることから、多様化する人権問題への対応より、人権についての本質的な理解が重要である。 | 人権についての本質的な理解については大変重要なものと認識しております。本計画61ページ「第4章 人権教育・啓発の推進」にも記載しております通り、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、個別の視点からのアプローチの双方が相まって、理解が深まるものと考えております。 | |
| 人権問題の現状等と取組の方向について | 5 | 24ページに「資質向上」とあるが、資質について国語辞典等では「生まれつきの性質や才能、天性」としている。主旨の「生まれつき」とは変わらないという意味であることから、資質が向上するというのは日本語の用法として誤りである。ここでは、「意識を高めます」でよいと考える。 | 「資質向上」については、生まれながらに持っている性質や才能は、経験や教育、努力によって向上・開花が見込まれるものという前提で使用しております。 政府の「第二次人権教育・啓発基本計画(令和7年6月6日閣議決定)」等においても同様の趣旨で使用されておりますことから、そのままの表現で差し支えないと考えております。 | |
| | 6 | 29ページ「アライアンス」や34ページ「インクルーシブ教育」といった一般的にまだなじみのない言葉ではなく、読み手に分かりやすい言葉を使用すべきである。 | いただいたご意見を踏まえ、用語の説明について追記いたします。 | 有 |
| | 7 | 宇治市においては「いじめ」「ヤングケアラー」「児童虐待」「戸籍のない子」の問題等、関係機関と連携した取組が進められ改善に向けて実践されているように思う。 | 今後も地域や関係機関との連携を強化し、問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実を図るなど、取組を推進してまいります。 | |
| | 8 | 日本のジェンダーギャップ指数は、世界的にも低い順位であり、企業・職場での男女固定的な役割分担も存在する。女性が活躍できる社会であるような取組が必要である。 | 引き続き、女性に対する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発活動の推進等、男女共同参画推進の施策を総合的に実施してまいります。 | |
| | 9 | 最近、外国人を排斥したり、おとしめる言動による人権侵害は深刻な問題であると感じる。今回の見直しで「多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進」するのは必要なことなので、ぜひ、積極的に進めていただきたい。 | 外国人をはじめ全ての人が、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくための取組を推進してまいります。 | |
| | 10 | インターネット上の人権侵害の影響力は極めて大きい状況であること、そのような社会を生きていくための具体的な学習プログラムの整備等が必要であると考えます。 | 本計画においては、「インターネット上の人権侵害」を重要な人権課題として位置づけ、学校における情報モラル教育や、あらゆる世代に対するインターネットリテラシー向上のための啓発活動の推進等を計画的に進めてまいります。 | |
| | 11 | インターネット上の差別が増加している一方で、SNSで個人が自由に意見等を投稿することができる権利も保障すべき。 | 「表現の自由」にも配慮した教育・啓発の取組を推進してまいります。 | |

| 種別 | No. | 意見の内容 | 宇治市の回答・考え方 | 修正 |
|----------------|-----------|--|---|--|
| 人権教育・啓発の推進について | 12 | 61ページ中ほどの「人権一般の普遍的なアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチが相まって人権尊重について理解が深まる」というのは良いと思う。しかし、多様な分野や現象、課題に注力しすぎると普遍的な人権理解をおろそかにすることになることから、「人権思想、人権理念」などの根本を教育・啓発の軸として据えておくことが重要であると考え。 | 人権についての本質的な理解を進める上では、「人権一般の普遍的な視点」と「個別的な視点」の両方のアプローチが有効な教育・啓発手法であると考えており、今後の施策の実施にあたっては、人権尊重の理念がしっかりと定着するような方法等について検討してまいります。 | |
| | 13 | 69ページに「効果的な職員研修」とあるが、言葉だけになりがちであり、充実した研修を行うことで正しく効果を上げることが重要である。 | 研修内容には実例を取り入れ、職員が実際に直面する可能性のある人権問題に対して具体的な対応策を学ぶことができるよう工夫いたします。 | |
| | 14 | 研修については、教職員、福祉関係者への人権研修の内容を把握する必要があると考える。また企業の人権研修を把握するとともに、企業に人権研修の実施を呼びかける必要があると考える。 | 企業、事業者等に対しては、企業にも人権尊重の責任があるとされていることを踏まえて、人権研修が広く行われるよう促してまいります。研修の内容についても、人権教育・啓発資料等の整備等を行う中で、効果的な教育・啓発に努めてまいります。 | |
| | 15 | 今後、各方面へ人権研修を実施されるにあたり、人権擁護委員との連携は効果的だと思うが、どうか。 | 人権相談をはじめとした人権啓発活動の中で得られた知見を活かせることから、人権擁護委員との連携を深めることは有意義であると考えております。今後の施策の実施にあたっては、その点を踏まえて検討してまいります。 | |
| | 16 | 社会情勢の変化により新たに生ずる人権課題に対する取組が明記されているので、ぜひ市民一人ひとりに人権について意識づけができればと思う。 | 就学前施設や学校の場における取組や、各種講座やイベント等での啓発を重点的に行うとともに、SNSや市政だよりを活用した情報発信等も検討してまいります。 | |
| | 17 | 全戸配布される市政だよりにも人権問題の事例を掲載してはどうか。シリーズ化してもよいと思う。 | 市政だより等の広報媒体を活用した効果的な情報発信を検討してまいります。 | |
| | 18 | 企業・事業所も含めたあらゆる人に対して、人権教育・啓発を推進することが必要との記載には賛同するが、多忙な社会人に効果的な人権教育・啓発を行うには、業務との関連性を強く意識できるようなアプローチが必要だと考える。 | 企業・事業所に対する人権教育・啓発に係る情報提供等を行うにあたっては、より効果的な研修手法についても周知してまいります。 | |
| | 計画の推進について | 19 | 人権という幅広いテーマを扱う計画であることから仕方がないと思うが、全体的にボリュームが大きく全体像が見えにくく感じるので、概要版のようなものを作成して欲しい。 | この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、概要版を作成し、積極的な周知を図ってまいります。 |